

特別企画

Interview

近年、人事労務に関するトラブルが激増している。しかもその大半が中小零細企業で起こっているとなれば、彼らを顧客のメインターゲットとする税理士としても無関係ではない。

人事労務問題に精通する弁護士、野口大氏(野口&パートナーズ法律事務所)に、最新の労務問題事情を聞いた。

人事労務案件を 経営者側専門で取り扱う弁護士

—先生は、人事労務の分野で著書も多く、著名とお聞きしておりますが、具体的にはどんな案件が多いのですか？

野口弁護士(以下、野口)「従業員を解雇したら労働組合に駆け込まれた、従業員からサービス残業代の請求をされている、労基署からは正告処分を受けた等、すでに紛争になっている案件の対応のほか、問題社員やうつ病の社員に対する対応方法をアドバイスしたり、賃金制度や評価制度をお手伝いする等のコンサルティング案件も取り扱います」

—人事労務案件を得意とする弁護士は少ないのですか？

野口「本当の意味で専門性を有する弁護士は、全弁護士の数パーセントにも満たないと思います。

しかもその大半は労働者側、すなわち企業や経営者を訴える立場で活動しており、経営者側の立場に立って活動する弁護士は非常に少数なのが実情です。

大阪でも本当に専門性を有する経営者側の弁護士は実数数十名に過ぎません」

労働者側の弁護士と 経営者側の弁護士

—労働者側の弁護士と経営者側の弁護士の違いは何なのでしょうか？

野口「労働者側の弁護士は、常に『労働者の人権』を最優先で考える傾向があります。我々経営者側の弁護士は、経営者側の事情も考慮してバランスをとるべきだと考えます」

—クライアントが同じ相談をしても、労働者側弁護士と経営者側弁護士で結論が異なることがあるのですか？

野口「そうです」

—普通の人には、労働者側の弁護士なのか経営者側の弁護士なのか、区別がつかないですよ？

野口「難しいかもしれません(笑)。

ただ、経営者側の弁護士であれば、『経営法曹会議』という団体に加入しているのが通常ですので、参考となります」

激増する人事労務のトラブル

—人事労務のトラブルは増えているのですか？

野口「激増しています」

—原因は何でしょう？

野口「権利意識の強い従業員が増えたこと、トラブルを煽るようなインターネット上の情報が氾濫していることが原因です」

—中小零細企業でも、人事労務のトラブルはあるのですか？

野口「トラブルの大半は中小零細企業で発生しています。



のぐち だい
野口 大氏

野口&パートナーズ法律事務所
弁護士

人事労務問題に精通する 中小企業の最新労務事情を訊く！ コンサル型弁護士に



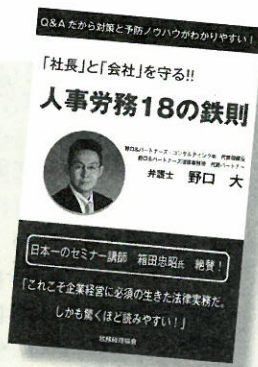
●事務所紹介

野口&パートナーズ法律事務所[紛争対応]
〒530-0047 大阪市北区西天満1-2-5
TEL. 06-6316-1600 FAX. 06-6316-1601
dai-noguchi@noguchi-p.jp
http://www.noguchi-p.jp/

野口&パートナーズ・コンサルティング㈱[紛争予防]
〒135-0063 東京都江東区有明3-7-26有明フロンティアビル8階9階
TEL. 03-5530-8217 FAX. 03-5530-8219
http://consulting.noguchi-p.jp/

『社長』と『会社』を守る!! 人事労務18の鉄則

著者:野口 大氏
発行:税務経理協会
価格:1,260円(税込)



中小零細企業は、一般的に法律知識も乏しく、紛争予防のノウハウもないので、大企業よりも重大なトラブルに発展する可能性は高いです」

—中小零細企業に多い人事労務のトラブルとはどのようなものがありますか？

野口「圧倒的に多いのがサービス残業のトラブルと解雇トラブルです」

—サービス残業の具体例をいくつか挙げて頂けますか？

野口「以下のような運用をしていると、サービス残業の問題が発生します。

ア:従業員が勝手に遅くまで残っている場合には、残業代は払っていない

イ:残業代込みで基本給や時給を高めに設定しているので残業代を払う必要はない

ウ:課長(部長)なので残業代は払う必要はない

エ:営業社員には残業代は払っていない

オ:残業時間は30分単位で記録させている」

—税理士事務所にも当てはまりますね。

野口「大変危険ですね(笑)」

—中小零細企業の場合には残業代を払う余裕のない場合も多いと思いますが、どうすればよいのですか？

野口「賃金体系の設計次第で、総額人件費を変えずにサービス残業のリスクを少なくする方法もあります。ただし、トラブルが発生してからでは何もできません。そうなる前に止めてはもう遅いのです」

—その他にはどんなトラブルがありますか？

野口「セクハラ、パワハラ、最近ではうつ病等の社員の扱いをめぐるトラブル、従業員が労働組合・ユニオンに加入した等のトラブルも増加しています」

税理士も人事労務の知識を 持っていた方がいい

—中小零細企業でも、そんなにトラブルが多いのであれば、税理士も人事労務の知識を持っていた方がいいですね。

野口「そうですね。経営者である以上、人事労務の知識は必須です。

また、税理士先生のクライアントは経営者が多いでしょうから、人事労務について概略だけでもアドバイスができたり、専門弁護士にスムーズに繋ぐことができれば、経営者から一層信頼されることになると思います」

—多忙な税理士が、専門外の労働法まで勉強するのは困難ではありませんか？

野口「中小零細企業がトラブルに巻き込まれやすいポイントは決まっています。

先日私が出版した『人事労務18の鉄則』(発行:税務経理協会)などをご活用頂ければ、半日でポイントを理解できると思います」

—本日はありがとうございました

ダラダラ残業はどのように撲滅するのか？ 問題社員を解雇するためには？ うつ病の社員にはどのように対処するのか？ といった労務に関する疑問を分かりやすく解説！